

山形市農地利用最適化推進委員募集要項

1 担当区域及び募集人数

推進委員の担当区域（地区名）及び募集人数は以下の通りとする。

担当区域	地区名	募集人数
1	旧市、南沼原、滝山、東沢、飯塚、椹沢	7人
2	南山形、蔵王、本沢、西山形、村木沢、大曾根	7人
3	金井、大郷、明治、出羽、千歳	5人
4	鈴川、楯山、高瀬、山寺	5人
合 計		24人

2 任期

農業委員会が委嘱する日から令和11年7月19日まで
(満了日は農業委員の任期と同じ)

3 身分

山形市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 担当区域を持ち、その区域内において優良農地の確保と農地の有効活用に係る活動を行います。
- (2) 具体的な業務（農地の利用の最適化の推進を重点とした業務）
- ① 担い手への農地集積・集約
 - ② 遊休農地の発生防止・解消
 - ③ 新規参入の促進
 - ④ 地域計画の推進
 - ⑤ 農地中間管理機構との連携
 - ⑥ 必要に応じて農業委員会の会議への参加

5 報酬

月額30,000円+加算額（年額300,000円以内で市長が別に定める額）

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に取り組むための熱意と識見を有する者で、山形市内に住所を有する者。ただし、次の者は除きます。
- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続き

この要項の指定様式に必要事項を記入し、この項の(3)に規定する添付書類を添えて、持参又は郵送により、山形市農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却できませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

- ①個人及び法人又は団体・組織が推薦する場合 → 様式第1号
- ②応募する場合 → 様式第2号

(2) 応募用紙の入手方法

次の窓口に備えてあります。

窓口 ①山形市農業委員会事務局（山形市役所6階）

②各地区コミュニティセンター

《山形市ホームページ <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>》

(3) 添付書類

被推薦者（推薦を受ける者）又は応募者（応募する者）の住民票の写し1通（発行後3か月以内のものであって、本籍及び戸籍の筆頭者が記載され、かつ、マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの）

8 受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年3月12日（木）まで

(1) 窓口（農業委員会事務局）に持参される場合は、上記期間内の開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出して下さい。

(2) 郵送による場合は、3月12日（木）必着です。

9 推薦及び応募に係る書類の提出先及びお問い合わせ先

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市農業委員会事務局

電話 023-641-1212（代表） （内線）773

10 選定方法

(1) 農業委員会等に関する法律第8条第4項「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」や「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」等の欠格事由の有無の調査を行います。

(2) 提出された書類をもとに、農業委員会による選考を行い、決定します。（必要に応じて面接等を行う場合があります）。

11 選考の考え方

推進委員の選考は、以下の点について判断します。

(1) 担当する区域において、農業に関する識見、経験を有すること。

(2) 担当区域内（地区内）の農地の耕作状況、所有状況に精通していること。

12 その他

推薦・公募状況の公表について、推薦及び公募の期間の中間及び募集期間終了後に、次の事項をホームページで公表します。

(1) 推薦者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別

(2) 推薦者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件

(3) 被推薦者（推薦を受ける者）又は応募者（応募をする者）の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(4) 担当区域

(5) 推薦又は応募の理由

(6) 推薦者が被推薦者を山形市農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が山形市農業委員に応募しているか否かの別